

幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）に在籍している方へ

## 令和4年度 預かり保育の利用料の支給申請について

### 1. 対象者

以下の（1）・（2）をいずれも満たす方が対象となります。

- (1)無償化の認定（子育てのための施設等利用給付認定の新2号・新3号認定）を受けている方
- (2)幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用し、利用料を施設にお支払いした方

◆預かり保育とは…教育時間の前後や夏休み等の園の休業日に、幼稚園が園児をお預かりする事業です。

### 2. 申請手続の流れ ※3か月毎に申請書の提出が必要です

- ①在籍園に預かり保育の利用料支払い
- ②3か月分ごとに**在籍園に申請書を提出**
- ③園から市へ利用実績の証明を添付して提出
- ④市から皆様の指定口座にお振込み（**認定保護者の口座に限ります。**）
- ⑤振込時に支給決定通知書を市から郵送

※市外の幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）に在籍している方は、取扱いが異なる場合がありますので、在籍園にお問い合わせください。

※**振込先として指定できる口座は、原則として、認定を受けた保護者と同一名義の口座に限られますので、申請の際はご注意ください。**

### 3. 提出期限

各利用分の対象月に応じて、申請書提出期限が異なりますので、ご注意ください。

対象月	申請書提出期限※2	支払予定※3
令和4年4～6月利用分	令和4年6月10日	令和4年8月末
令和4年7～9月利用分	令和4年9月9日	令和4年11月末
令和4年10～12月利用分	令和4年12月9日	令和5年2月末
令和5年1～3月利用分	令和5年3月10日	令和5年5月末

裏面へつづく

※1 申請書は、支給決定通知書送付時に次回のもを送付しております。そのほか佐倉市HPからもダウンロードできますので、ご活用ください。

※2 保護者から幼稚園または認定こども園への提出期限となります。（市外園の場合は、取り扱いが異なる場合がありますので、在籍園に問い合わせください。）

※3 支払い前に支給決定通知書を郵送します。

#### <請求期限を過ぎてしまった場合>

■ 次回の提出期限にまとめて提出してください。

■ 後から請求できる期限は、保育サービスを利用した翌月 1 日から起算して 2 年間です。2 年を過ぎると請求できなくなりますのでご注意ください。

## 4. 支給額

預かり保育利用日数に日額単価 4 5 0 円を乗じて計算した支給限度額（上限 1 1, 3 0 0 円）と、実際に支払った利用額を月毎に比較して、少ない方が給付額となります。

（例）利用日数（1 5 日）×日額単価（4 5 0 円）＝ 6, 7 5 0 円 … A

預かり保育の利用料 8, 0 0 0 円 … B

A と B を比較して少ない 6, 7 5 0 円（A）が支給額



《私立幼稚園》



《認定こども園(教育部分)》

【問い合わせ先】 佐倉市こども支援部こども政策課 企画財務班  
TEL 043-484-6139